

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25年 5月 24日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530027

研究課題名（和文） 港湾・海事・空港を中心とした運輸行政の公法学的研究

研究課題名（英文） Study on Transport Administration from the Point of View of Public Law

研究代表者

木村 琢磨（KIMURA TAKUMARO）

千葉大学・大学院専門法務研究科・教授

研究者番号：40234364

研究成果の概要（和文）：港湾・空港をはじめとした運輸行政に関して、財政法的観点を中心とした公法学的観点からの考察を行った。とりわけ日本法とフランス法の比較、および近時のわが国における法改正等において用いられる概念等を分析することを通じて、港湾・空港・海事の各分野の理論的な接点を明らかにするとともに、効率的な運輸行政を構築するための理論的枠組みを提示した。

研究成果の概要（英文）：This study is focused on the transport administration, from the point of view of public law, in particular ports and harbours law and airports law. For that object, the Japanese law is compared with the French law in these fields, with the aid of theories of public law, especially public finance law. This research would be significant, not only for some contributions to basic theories of transport administration, but also to make it more efficient and effective with judicial framework flexible.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2012年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：法学

科研費の分科・細目：公法学

キーワード：港湾・空港・財政・フランス法

1. 研究開始当初の背景

運輸行政のうち、特に港湾行政に関しては、これまで公法学の観点から考察されることは極めて少なかった。この点は、私法学において、海商法に関する研究成果の蓄積があるのと対照的である。事情は諸外国においても同様であり、港湾等の運輸行政の理論は、主として経済学系ないし工学系の実務家によって形成されてきたといえる。

そこで、ガバナンス論の各論的研究としての意味をこめて、これらの法理論的考察を行

う意義がある。

2. 研究の目的

(1) これまでに手がけてきた港湾法研究を発展させ、海事・空港などの運輸行政との比較を交えて公法学的考察を行い、港湾法・空港法をはじめとした諸法令の基礎概念等を検討し、問題点と改善の方向性を明らかにする。

(2) 運輸行政を素材としながら、公法学の基礎理論の考察を行う。特に、効率的で公私

協働的なガバナンスを確保するという観点から、行政法・財政法の一般理論を再構築することを旨とする。

3. 研究の方法

(1) 港湾・空港・海事などの運輸行政について、日本とフランスの現地調査・文献調査を行い、両国の法制度や運用の比較をもとにして、それらに共通する一般法理とそれぞれの固有の法理を探究する。

(2) 上記(1)の考察と並行して、公私協働や財産管理などに関する行政法・財政法の基礎理論を考察し、それを運輸行政の実際的分析に応用する。

(3) 研究手法として、港湾・空港等に関する実務を公法学の理論に照らして考察するとともに、古典的な学説を現代に応用するという手法をとる。

4. 研究成果

(1) 平成23年3月に成立した改正港湾法の意義とその影響について考察した。とりわけ、港湾運営会社の制度が創設されたことに注目して、港湾管理と港湾運営の関係をはじめとして、港湾行政の基本概念を整理した。また、港湾行政のうち特に港湾運営に注目しながら、海事行政との理論的な接点を提示した。

(2) 上記(1)で考察した港湾運営会社を含めて、現代において世界的な傾向となっている、港湾の公設民営という観点から、港湾に関する日仏の動向を比較検討し、現行の港湾法の体系などに関する問題点を検討した。

(3) 空港行政に関する日仏検討を行い、フランスにおける判例の動向を分析した。また、港湾に関する法制度との比較を行い、港湾と空港の理論的な共通点を明らかにした。

(4) 港湾・空港のほか道路・河川を含めた公共施設について、維持管理のあり方を考察した。現行法の諸概念を検討するとともに、公物法理論や財政法理論の観点からみた問題点を提示した。

(5) これらの基礎となる財政的要素について、行政法と財政法を中心とした公法学的な観点から、基礎理論的な考察を行った。とりわけ、財政統制の基本原則を再検討し、真实性原則をはじめとした財政原則の意義を整理するとともに、具体的な問題として、住民訴訟の権利放棄議決の意義などを考察した。

(6) 公私協働の先駆的な場としての港湾の意義を明らかにし、それが空港の諸制度にも反映されていること、フランスの公法理論にも影響を与えていることなどを明らかにした。

(7) なお、年度ごとの研究成果（調査内容と公表した論文等）の概要は、以下のとおりである。

① 本研究の初年度である平成22年度は、

港湾に関する基本的な情報の収集や、運輸行政に関わる行政法・財政法の基礎理論的考察を中心とする作業を行った。

まず、港湾管理の実態調査については、稚内港をはじめとした国内港湾の現地調査を行うとともに、フランスの港湾制度（特に中枢港制度の運用状況）について文献等の収集を行った。また、港湾法については、従来の港湾管理の枠組みを大幅に変容させる法案が平成23年3月31日に成立したため、法案審議の段階で、その内容等に関する分析を行い、公表に向けた準備を行った。港湾に関する研究が中心であるが、港湾運営等の概念的な考察にあたって、海事・空港との関係についても予備的考察を行った。

あわせて、行政法・財政法の基礎理論に関する論文を公表した。まず、論文「財政の法的統制」は、日本公法学会における報告をまとめたものであり、財政との関係から憲法・行政法の基本原理を考察している。また、同じく論文「財政法の基礎理論の覚書き」は、上記論文を補充する内容であり、地方議会における権利放棄議決の許容性を中心として、財政法の基礎理論に関する現段階での総括を行った。さらに、著書『プラクティス行政法』は、直接的には初学者に向けた書物であるが、住民訴訟や公物に多くの紙幅を割き、港湾等の公共事業を典型事例として用いながら、本研究の成果を教育等に反映させている。

このほか、最高裁判例に関する判例評釈を2件公表し、港湾行政等への影響を含めた考察を行った。

② 平成23年度は、平成22年度に引き続いて、港湾・空港の法制度に関する分析と、運輸行政に関わる行政法・財政法の基礎理論的な考察を行った。まず、日本における港湾管理について、秋田港をはじめとした地方港湾の現地調査（関係機関のヒアリングなど）を行うとともに、フランスにおける空港管理について、ストラスブール空港などにおいて現地調査を行った。あわせて、フランスの港湾制度（特に中枢港制度の運用状況）と海事制度について継続的に情報収集をした。また、平成23年3月に成立した改正港湾法について、特に国際コンテナ戦略港湾制度の運用上の問題点を検討するとともに、平成24年3月に国会に提出された、国管理空港の運営等に関する法律案の分析を行った。さらに、基礎理論的考察として、主として公私協働や債権管理に関する検討をした。

最も中核となる論文は、「法理論の視点からみた改正港湾法——その歴史的・比較法的な普遍性」港湾2011年6月号であり、日本法における基礎概念の整理を試みている。また、「港湾法の日仏比較の試み」港湾2011年7月号などにおいて、日仏比較をもとに港

湾・空港の基礎的な分析をした論考などを公表し、現行の港湾法の体系や問題点を検討した。さらに、港湾管理における料金徴収を含めて、債権管理に関する問題状況を整理したものとして、「自治体における債権管理の今日的課題」自治体法務研究 2011 年冬号がある。このほか、行政法・財政法の基礎理論としての公私協働論について、「フランスにおける公私協働論の潮流」岡村周一＝人見剛編『世界の公私協働——制度と理論』（日本評論社）を公表し、港湾管理に触れながらフランスにおける公私協働の諸法理を考察した。

③ 平成 24 年度には、平成 23 年度までの研究成果をもとに、以下の研究を行った。
まず、日本の港湾制度について、国際コンテナ戦略港湾における港湾運営会社の設立をはじめとして、実務の動向をフォローした。また、フランスの運輸行政に関しては、ラ・ロシェル港やポワチエ空港などの現地調査を行うとともに、運輸行政に関連する会計検査院の報告書等を検討し、近時の財政法令の改正が運輸行政に与えた影響について調査した。

これらの調査・検討の結果を基礎にして、港湾法の日仏比較の考察を継続的に行った。その成果のひとつとして、ポワチエ大学法学部における学術講演があり、公役務特許をはじめとした諸法理の実際的な意義、日仏両国で進行している地方分権改革との関係を中心に議論を行った。なお、その講演内容に大幅な加筆修正を施したものが『フランス海法雑誌』に掲載された。

さらに、港湾・空港のほか道路や河川を含めた公共施設の維持管理のあり方について考察した。これは、2012 年 12 月に発生した笹子トンネル事故をうけて、公共施設の維持管理（特に更新）のあり方が問題になっていることをうけたものであり、公物法理論や財政法理論との関係を含めて検討を行った。その成果は、『運輸と経済』誌上に掲載される予定である。

なお、日本における港湾法などの運輸関係法令の解釈論や立法論については、基礎概念と判例の分析をも踏まえて、継続的に検討を行っており、その成果の一部については、近日中に公表する予定である。

このほか、財政法の基礎理論研究としては、住民訴訟における権利放棄議決に関する最高裁判決が出されたことから、財政統制の基本原則を交えた再検討を行い、論説と判例解説を執筆した。また、公法基礎理論に関する研究として、基本権保護の観点からみた行政法理論の意義について考察した仏語論文を公表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 10 件)

① Takumaro KIMURA, « Les mutations du droit portuaire japonais : un défi à la décentralisation ? », *Le droit maritime français*, n°275, 2013, p. 261-270, 査読あり

② 木村琢麿, 「フランスにおける空港管理の動向——港湾管理との比較および判例分析を交えて」千葉大学法学論集, 査読なし 27 巻 4 号, 2012, 50-70 頁

③ 木村琢麿, 「住民訴訟 4 号請求が提起された場合における権利放棄議決の可否」法学教室, 査読なし, 388 号, 2012, 41-47 頁

④ 木村琢麿, 「福祉国家における行財政法——日本における法制度と議論状況の概観」行政法研究, 査読なし, 1 号, 114-125 頁

⑤ 木村琢麿, 「自治体における債権管理の今日的課題」自治体法務研究, 査読なし, 2011 年冬号, 2011, 6-10 頁

⑥ 木村琢麿, 「港湾法の日仏比較をもとにした一考察」千葉大学法学論集, 査読なし, 26 巻 1=2 号, 2011, 251-270 頁

⑦ 木村琢麿, 「港湾法の日仏比較の試み」港湾, 査読なし, 2011 年 7 月号, 2011, 46-49 頁

⑧ 木村琢麿, 「法理論の視点からみた改正港湾法——その歴史的・比較法的な普遍性」, 港湾, 査読なし, 2011 年 6 月号, 2011, 38-43 頁

⑨ 木村琢麿, 「財政の法的統制——その限界と新たな可能性」公法研究, 査読なし, 72 号, 2010, 112-122 頁

⑩ 木村琢麿, 「財政法の基礎理論の覚書き——住民訴訟と権利放棄議決の関係を含めて」自治研究, 査読なし, 86 巻 5 号, 2010, 54-72 頁

⑪ 木村琢麿, 「財政をめぐる基本規律——『財政憲法』の制定」辻村みよ子ほか編『フランスの憲法判例Ⅱ』, 信山社, 査読なし, 2013, 212-215 頁

⑫ 木村琢麿, 「財政」辻村みよ子ほか編『フランスの憲法判例Ⅱ』, 信山社, 査読なし, 2013, 211 頁

⑬ 木村琢麿, 「住民訴訟の対象とされている地方公共団体の請求権を放棄する旨の議決が適法となる要件」, ジュリスト 1453 号 (平成 24 年度重要判例解説), 査読なし, 2013, 55-56 頁

⑭ 木村琢麿, 「法的観点からみた公共施設の維持管理」運輸と経済 2013 年 7 月号掲載予定, 査読なし

〔学会発表〕(計 2 件)

① 木村琢麿, 「福祉国家と行財政法」東アジア行政法学会, 2012, ソウル・オリンピックパークテル

② Takumaro KIMURA, Conférences internationales de la Faculté de droit de Poitiers, « Les mutations du droit portuaire japonais : un défi à la décentralisation ? », Faculté de droit de Poitiers, 2012 (フランス)

〔図書〕(計3件)

① Takumaro KIMURA, « Le droit administratif en tant que protecteur des droits fondamentaux », 植野妙実子編『法・制度・権利の現代的変容』, 中央大学出版部, 2013, 237-249 頁

② 木村琢麿, 「フランスにおける公私協働論の潮流」岡村周一＝人見剛編『世界の公私協働——制度と理論』, 日本評論社, 2012, 225-232 頁

③ 木村琢麿『プラクティス行政法』, 信山社, 2010, 386 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 琢麿 (KIMURA TAKUMARO)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号：40234364

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし